**別表**(第11条第1項第11号関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 親族 | 日数 |
| 配偶者 | 7日 |
| 父母 | 7日 |
| 子 | 5日 |
| 祖父母 | 3日(教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日) |
| 孫 | 1日 |
| 兄弟姉妹 | 3日 |
| おじ又はおば | 1日(教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日) |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母 | 3日(教職員と生計を一にしていた場合にあっては7日) |
| 子の配偶者又は配偶者の子 | 1日(教職員と生計を一にしていた場合にあっては5日) |
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 | 1日(教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日) |
| 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 | 1日(教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日) |
| おじ又はおばの配偶者 | 1日 |